

## 療養費用算定基準細目の一部改正について

平成 30 年 4 月 9 日

療養費用算定基準細目（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）の一部を次のように改正する。

I 中「平成 26 年 3 月 5 日」を「平成 30 年 3 月 5 日」に改める。

I の 4 の(2)の次に次を加える。

- (3) 創傷処置（100 ㎖未満）については、当該処置を四肢以外に行った場合に限り、健保点数表における当該処置の点数を適用せず、従前どおり 45 点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いの対象として差し支えない。

I の 8 の 2 中「創傷処理又は骨折非観血的整復術と指（手、足）に係る手術等を各々異なる指に対して併せて行った場合、」を「創傷処理（筋肉に達しないもの。）と指（手、足）に係る手術等又は骨折非観血的整復術を各々異なる手の指に対して併せて行った場合には、」に改める。

I の 10 中「同一部位に対してコンピューター断層撮影が」を「コンピューター断層撮影及び磁気共鳴コンピューター断層撮影が」に改める。

I の 11 中「購入価格を 10 円で除して得た点数」の次に「。以下同じ。」を加える。

I の 12 の(3)中「平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号」を「平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号」に改める。

I の 17 のなお書き中「（購入価格を 10 円で除して得た点数）」を削る。

I の 19 のただし書き中「入院基本料」の次に「又は特定入院料」を加える。

I の 20 中「平成 26 年 3 月 5 日」を「平成 30 年 3 月 5 日」に改める。

I の 22 の(1)中「3 か月以上」を「2 か月以上」に改める。

I の 27 の(1)中「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」及び「足の舟状骨」を「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」、「中手骨」、「手の種子骨」、「指骨（基節骨、中節骨、末節骨）」及び「足根骨」に改める。

I の 29 の(1)中「3 か月以上」を「2 か月以上」に改め、同(4)の次に次を加える。

- (5) 傷病者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、傷病者の勤務する事業場の事業主等又は産業医から、文書又は口頭で、療養と就労の両方を継続するために治療上望ましい配慮等について、助言を得て、医師が治療計画の再評価を実施し、必要に応じ治療計画の変更を行うとともに、傷病者に対し、治療計画変更の必要性の有無や具体的な変更内容等について説明を行った場合に、1 回つき 600 点を加算できるものとする。

- (6) 同一傷病について、健保点数表の療養・就労両立支援指導料と重複して算定することは原則認められない。

ただし、同一傷病であっても、指導する内容等が異なっている場合は、重複して算定することができる。

V の 2 の(5)中「平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号」を「平成 30 年 3 月 5 日付

け保医発 0305 第 2 号」に改める。

#### 附 記

- 1 改正後の基準細目は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 改正後の診療に要する費用の算定基準及び付添看護に要する費用の算定基準は、平成 30 年 4 月 1 日以降の診療に係るものから適用する。